

九州聴覚障害者団体連合会主催の行事中止に関する基準

1. 主催の行事内容は、全九州ろうあ者大会、全九州ろうあ者スポーツ大会、九州ブロック幹部研修会、専門部の研修会（青年・女性・高齢部）、理事会、評議員会、各専門委員会（役員会・代議員会を含む）である。
2. 行事中止の基準は、天候地変（地震・津波など）、気象条件（台風・豪雨など）によって開催実施の決定か中止かの事項は主催者において下記のとおり、決定する。
 - 1) 全九州ろうあ者大会、全九州ろうあ者スポーツ大会の場合は、前々日、前日、当日の実行委員会の受け入れ態勢が整わないとき、主催者は実行委員会と確認のうえ、中止決定とする。
なお、中止による順延は行わないし、全国ろうあ者体育大会の予選による代表選定については体育部委員会において協議する。
 - 2) 九州ブロック幹部研修会、各専門部の研修会、各専門部委員会の場合は、前々日、前日、当日の開催地の加盟団体の受け入れ態勢が整わないとき、主催者（各部長）は開催地の加盟団体と確認のうえ、中止決定とする。
なお、中止による順延については各部の協議で決定する。
ただし、各専門部委員会は会場を変更する場合もある。
 - 3) 理事会、評議員会の場合は、前々日、前日、当日の開催地の加盟団体の受け入れ態勢が整わないとき、主催者（常任理事以上）は開催地の加盟団体と確認のうえ、中止決定とする。
なお、中止による順延については、主催者の協議で決定する。
ただし、理事会の会場を変更する場合もある。
3. 中止による大会などの大会参加料、団体参加料、登録料の返金については、基本的に参加申込締切日以降、理由の如何に関わらず返金しないとする。
ただし、研修分科会参加費、宿泊、弁当料などは、必要な経費、キャンセル料などを引いて返却する。

制定 2020年4月1日
九州聴覚障害者団体連合会